



快適な空間を創る松並木 編集部

## 目次

### 特集 森林・林業白書、水産白書

- 『森林・林業白書』の特集にちなんで……………秋山 満 (4)  
 林業の経営分析を望む……………梶井 功 (5)  
 主伐期を迎えた民有人工林の持続的再生産をどう描くか  
 ……………山本 美穂 (11)  
 『水産白書』の「養殖業」特集にちなんで……………加瀬 和俊 (20)  
 養殖業への期待と課題  
 —ホタテガイ養殖業を題材として—……………宮澤 晴彦 (22)  
 カキ類養殖業の現状と生産者の取り組み……………副島 久実 (30)

### 特別報告

- シドニー・北京閣僚会合からTPPの行く末を考える—  
 ……………首藤 信彦 (39)  
**シリーズ “東日本大震災・福島原発事故からの復旧・復興の今⑦”**  
 栃木県那珂川町におけるイノシシの食肉利用と放射能汚染の影響  
 ……………益子 泰浩 (43)

〔時評〕酪農生産基盤の弱体化にどう歯止めをかけるのか ……(SK) (2)

☆表紙写真 深山燃ゆ (八ヶ岳を望む) 編集部  
 「農村と都市をむすぶ」2014年12号 (第64巻12号) 通巻758

## 酪農生産基盤の弱体化にどう歯止めをかけるのか



今年九月二六日に酪農の生産者、乳業メーカー、流通業者等の団体がつくる（一般社団法人）Jミルクが、「わが国酪農乳業基盤の強化のための緊急的な取り組み」酪農乳業自らの取り組み及び国への要望事項について」と題する政策要請を国に提出した。これは、平成二十七年の策定に向けて現在検討されている「酪農および肉牛の近代化を図るための基本方針」の改訂に係る政策要請となっている。

要請の背景として、「最近のわが国酪農乳業をめぐる情勢は、過去に経験が無い深刻な状況にある」とし、その主な原因は、酪農生産基盤の弱体化に歯止めがかからないこと」をあげている。その理由は、輸入飼料価格高騰等による収益性低下や高齢化・後継者確保難による廃業の増加、経営継続意欲・規模拡大意欲の減退、新規就農のための投資の困難さ、肉用牛価格の高水準による乳用牛資源の肉用牛生産への移出などがあるとしている。

今後、このまま推移すれば、生乳生産量は一〇年後には今より約一〇〇万トン減少し六五〇万トン程度になり、自給率は急速に低下すると予測する。その一方で、乳製品の国際需給は構造的な逼迫基調が続くため、生乳及び牛乳乳製品の国内需給は深刻な逼迫となる可能性が強い

と見る。

こうした背景を踏まえ、緊急的対策として早期に国内生乳生産の減少基調を改善するため、業界自らが取り組む課題と共に、政策支援への要請として、以下の一〇項目を上げている。

- ①経営安定及び所得確保に係る政策的支援、②自給飼料生産基盤の強化、③新規就農の促進・後継者確保、④酪農経営の存続・改善・強化、⑤生乳及び牛乳乳製品の需要基盤の強化と適正価格の実現、⑥乳用雌牛の増頭対策、⑦酪農生産基盤強化のための生乳取引基準等の見直し、⑧生産者組織の機能強化、⑨乳業の再編・合理化、⑩生乳及び牛乳乳製品の需給調整である。

特に「現行の配合飼料価格安定制度及び加工原料乳等向けの経営安定対策の組み合わせでは、酪農経営の安定を図ることは困難」とし、「飲用原料乳地帯である都府県の酪農経営の安定をどのように図っていくのかについて、政策的な検証も重要である」ことから、「全国全地域を視野に入れた新たな酪農の経営安定・所得確保に係る政策的支援を講ずることが必要である」と明言している。

提言の内容自体は、全国酪農協会などが平成二一年以降三度にわたって提言した内容と酷似しているが、今回の提言が生産者団体だけではなく、メーカーや流通・小売団体も含む業界一丸となった提言である点に大きな意

味がある。これまで、現行政策の抜本的な改革までには要請してこなかった業界が、進行する酪農基盤の弱体化に大きな危機感を持ったということだろう。このことに、政策当局はどう応じるのだろうか。

今回の提言でも言及されている配合飼料価格安定制度については、いわゆる親基金の国の負担割合を高めることを内容とする見直しが行われる見通しである。しかし、これでは配合飼料価格安定制度が抱える問題の解決には全くならない。現行制度の問題点は、①三基金が債務超過の状況になっている。②契約不更新の場合に返還義務があるので、事実上補填金は簿外債務であるが、収益に計上しているため収益性が高い農家の場合は税金が高くなる。また加入者個別の借入相当額については明らかにされていない。③基金加入者は、国産粗飼料増産対策事業など農水省事業への参加に際し、加入継続が要件となっている。④配合飼料の購入量に応じた補填となっており、自給飼料の生産拡充と整合性のとれた制度となっていない。⑤飼料価格の激変緩和としてはある程度の意味はあるが、高止まり時には補てんされない。⑥通常補てん基金には国の拠出金がないので、生産者とメーカーの拠出であり、メーカーは配合飼料価格に負担金を転嫁するので最終的には生産者もちの構造と言える。などである。

飼料穀物や乾牧草類の国際的な需給ひっ迫、価格高騰

が見通される中で、わが国酪農経営の安定と持続性を確保していくには、自給飼料生産に基づく生乳生産の振興が不可欠である。しかし、配合飼料の使用を誘導する飼料価格安定基金制度は、その阻害要素になりかねない。また、九〇〇億円を超える基金の負債は、経営を中止する畜産農家にはかからず、今後厳しい環境を生き抜こうとする経営が負う構造になり、畜産経営にとっての足かせになりかねない。特に経営を支えるセーフティネットが存在しない酪農経営は、これでは生き残れないだろう。

農地の荒廃が食料安保の面のみならず、国土の荒廃が洪水などの都市災害をももたらすようになった現在、農地を維持するには放牧や飼料作物、飼料用米、飼料用イネの生産などの農地の畜産的な利用が最適であり、そのことが畜産のみならず、日本農業や日本にとって非常に重要になっている。自給飼料生産の振興を、水稲作とともに農業生産の中心に置くことを明確にするために、現在の飼料価格安定制度をその負債とともにリセットし、畜産経営部門ごとの経営所得安定制度を創設することが必要だろう。米国では二〇一四年農業法が成立し、酪農については、乳価と飼料価格の差額を青天井で補てんする一種の所得補てん制度が導入された。彼我の差を感じずにはいられない。

(SK)

## 『森林・林業白書』の特集にちなんで

本年九月号の食料・農業・農村白書特集と共に、一二月号では森林・林業白書と水産白書の特集を組むこととなった。森林・林業行政においては民主党への政権交代を機に、平成二十一年一月に「コンクリート社会から木の社会へ」を合い言葉に、一〇年後の木材自給率五〇%以上を目指す「森林・林業再生プラン」を策定、平成二十三年七月に第三期の森林・林業基本計画の改定を行ってきたところである。新たな森林・林業基本計画では、適切な森林施業の確保、施行集約化の推進、路網整備の加速化、人材の育成を掲げ、森林の三機能区分の見直しと地域森林計画の策定を含む全国森林計画の変更に取り組んできた。ここでは、地域主導での森林・林業再生に向けた体制整備を含めて「森林・林業再生プラン」の推進の具体化が図られると共に、同年三月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に必要な取組が重点課題として盛り込まれていた。

その後の森林・林業白書の推移を眺めれば、平成二三年白書（民主党政権）では、トピックスでこうした林政転換を取り上げると共に、特集として東日本大震災からの復旧・復興問題を緊急課題として取り組んでいる。平成二四年度白書（自民党政権）では、森林面積の約三割を占める国有林野事業について、「森林・林業再生と国有林」問題として特集として取り上げている。平成二五年度の今年の白書では、トピックスで伊勢神宮の式年遷宮と富士山の世界文化遺産登録を取り上げると共に、森林の多面的機能とわが国の森林整備が特集として組み入れ、再度「人からコンクリートへ」の再転換をにじませて今日に至っている。来年度には森林・林業基本計画の見直しが本格化することが予想され、農政と共に林政の再転換が問題となってくる状況と言える。

そこで、本特集では、平成二五年度の森林・林業白書を中心に、編集代表の梶井功先生に林政の動向や中山間で大きな役割を果たす林業経営の動向に関して大所高所から論評して頂いた。また、宇都宮大学森林科学部の山本美穂教授には、平成二四年度に取り上げられた国有林問題を中心に林業再生の関連から論評をお願いした。なお、大震災の復旧・復興問題に関しては、本誌では特集やシリーズとしてこれまで取り組んできた経緯も有り、今回はその重点から外れている。読者のご寛容をお願いしたい。

（文責・秋山満）

# 林業の経営分析を望む

東京農工大学名誉教授

梶井 功

(一)

白書の第IV章に「林業所得の内訳」と題した**第1表**のような表があった。「平成二〇年度林業経営統計調査報告」から作った表である。一年間の林業所得が僅か一〇万円である。「ポケット農林水産統計」の経営統計調査の数字に当たってみると、正確には一〇・三万円が八〇時間の家族労働でもたらされた額となっている。一時間あたり二七一円である。雇用労賃三〇万円は一五六時間の労働に対する支払いとなっているから、一時間あたり

第1表) 林業所得の内訳

	平成20年
林業粗収益	178万円
素材生産	104万円
立木販売	21万円
その他	54万円
林業経営費	168万円
請負わせ料金	56万円
雇用労賃	30万円
原木費	13万円
その他	69万円
林業所得	10万円
伐採材積	125m <sup>3</sup>

一九二三円になる。時間あたりでは雇用労賃の割五分にもならない低所得である。

白書は、この事実を指摘してはいるが、何故そうなっているかの説明は無く、当然の如くに「現状では、林家の大半が林業以外で生計を立てている(二〇四ページ)」と述べるにとどまっている。そして、農水省が平成二二年度に実施した「今後の林業経営についての意向調査」結果を示す**第2表**(白書では棒グラフで示した図になっていたが、図中の数値を使って表にした)を掲げ、「保有山林規模一ha以上二〇ha未満の小規模林家……の七七%が「山林は保有するが、林業経営は行うつもりはない」と回答している」ことを指摘している。ことさらに小規模「林家」の経営意欲の無さを強調しているが、本音は五〇〇ha以上層でも三分の一が同じことを答え、全体では過半数がそう答えていることに注意を向けるべきではなかったのか。

ここで白書が一ha以上二〇ha未満階層の「意向」だけを取上げていることに、私は違和感を持つ。と

第2表) 林業経営についての意向

	1～20ha	20～50ha	50～100ha	100～500ha	500ha～	計
経営規模の拡大・拡充を図りたい	0%	3%	7%	6%	9%	5%
現状の規模を維持したい	14	35	36	41	39	33
縮小規模をい	3	8	10	4	13	7
林業経営をい	5	2	4	6	5	4
山林は保有するが林業経営は行うつもりもない	77	51	43	44	34	51
無回答	2	1	1	0	1	1

造にある林業経営体はどういう意向を林業経営について持っているかであり、白書もそのつもりで第2表の意向調査を示したのではないか。とすれば、ここさらに第1表の調査対象にもなっていない「小規模林家」の意向のみを文章にするのではなく、二〇〇〇ha層で五一%、五〇〇ha以上層でも三四%の林業経営体は「林業経営は行うつもりはない」とし

いうのは、後で表示するよ

うに第1表の林業経営調査の調査対象は二〇ha以上の林地保有者になつていて、一〜二〇ha未満層は対象にはなつていないからである。知りたいたいの、第1表のような収益構

ていることの評価を文章しておくべきだたのではないか。

(二)

第1表のような低所得では、経営意欲がわかないのは当然とすべきだろう。この低所得は恒常的なのか、が問われなければならないと考え始めたところで、白書の巻末にある参考付表のなかに平成一六〜二〇年度の「林業経営体(林家)の林業経営を示した表22があることを発見、平成一六〜二〇年度について家族労働一時間あたり林業所得と一時間あたり雇用賃金を較べてみた。第3表がそれである。

参考付表にくわしい表があることくらいは、第1表のもとになった表(白書の資料IV-7)のところに注記しておいてほしかった。林業白書はずいぶん注が多いのに、この点は残念である。

見る通り、平成一六〜二〇年のこの五年間、一貫して一時間あたり林業所得のほうが高い。林業所得が一番多かったのは平成一八年だが、その年でも一時間あたり林業所得は林業雇用賃金の一割にもならない。

もう一つ注目すべきは、林業所得は年による変動が極めて大きい、ということである。

平成一六〜一九年の五年間は、一年おきに高くなったり低くなったりしている。極めて不安定だということだ

第3表) 1時間あたり林業所得と労賃の比較

		平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
林業所得(A)	千円	417	287	478	291	103
家族労働時間(B)	時間	496	426	447	422	380
1時間あたり林業所得(C)	円	840	674	1,069	690	231
雇用労賃(D)	千円	379	339	345	270	300
雇用労働時間(E)	時間	202	183	185	149	156
1時間あたり労賃(F)円		1,876	1,852	1,865	1,812	1,923
(C)/(F)×100%		44.8	36.4	57.3	38.1	12.0
参 考	農業所得 千円	1,262	1,239	1,228	1,195	1,082
	1時間あたり 農業所得 円	797	770	773	740	684

が、平成二〇年は、その前までの動きかたからいえば所得増の年の筈だが、二年続きの低下、しかもこの五年間で最低の所得になっている。何か、特別のことがあったのか、これからも低所得が続くことになるのか、気になる点である。白書では、こういう点こそ吟味してほしい。

要約すれば、たいして高い所得ではないのに林業所得

は変動的だということ、これが林業所得の特徴だとすれば、林業で頑張ろうという気にはなかなかないのではないか。

第3表には参考までに一戸あたり平均農業所得と一時間あたり農業所得の推移も示しておいた。一時間あたり農業所得は「農業白書参考統計表平成二一年版」が一人一日あたり農業所得として示していた数字を、一日八時間として算出したものである。一年間の所得では、林業所得は農業所得にくらべ極めて低い。五年間で林業所得が一番高かった平成一八年でも、その年の農業所得の四割弱でしかない。が、一時間あたりにするとあまり差がなく、林業の方が高い年が五年のうち二年ある。大きな違いは林業所得は年による変動が極めて大きいという点である。この点が問題だ。

(三)

参考付表の「林業経営体(林家)の林業経営」の表には、第3表に示した数字とやらんで、平成二〇年だけが、保有山林規模別の林業経営の数字が記載されている。この数字を一表にすると第4表のようになる。

注目してほしいのは、保有山林規模五〇〇〜一〇〇〇ha層のみが林業所得が赤字になっていることと、五〇〇ha以上層の所得が群を抜いて高いことである。五〇〇ha以上

第4表) 保有山林規模別林業経営

	保有山林規模 (ha)			
	20~50	50~100	100~500	500~
林業粗収益 (千円)	1,225	1,090	3,218	30,302
立木販売収入 (〃)	8	128	652	—
素材生産 (〃)	703	666	1,972	13,284
その他 (〃)	515	304	594	17,018
林業経営費 (〃)	938	1,191	2,959	28,131
雇用労賃 (〃)	35	106	594	16,198
原木費 (〃)	217	116	56	.....
材料修繕費 (〃)	155	134	229	1,577
賃借料・料金 (〃)	148	96	238	1,528
請負わせ料金 (〃)	149	459	1,303	688
その他	234	280	539	8,140
林業所得 (千円)	287	△93	259	2,171
投下労働時間 (時間)	509	379	756	6,447
家族 (〃)	480	306	415	823
雇用労働 (〃)	29	73	341	5,624

層については、雇用労働時間の圧倒的な高さからいって企業経営であることは明らかだが、この層ともなれば安定的な利潤が得られるようになってきているのだろうか。五〇〇〇〇ha層だけが赤字だというのは何故なのだろうか。林業収入を変動的にしている要因がこの層に特に強く作用しているのだろうか。この階層の赤字が、平成二

〇年の林業経営体の平均所得を大きく落込ませる要因になっていいると思われるだけに、白書で入念に吟味してはなかった。平成一六年や一七年、一八年はどうだったのかくらいは、表示しておいてほしかったところだ。

で、手許にあるポケット農林水産統計から一六〇二〇年の保有山林規模別の林業所得等の推移を見るとことにした。第5表がそれである。

全国となっているところは“全経営体平均”とすべきところだが、原表表記に従った。

一見して驚いたことは、平成二〇年に群を抜く高さを示していた五〇〇ha以上層の林業所得が黒字になっていたのは、この五年のうち平成二〇年と平成一六年の二年だけで、赤字の年が平成一七〇一年と三年も続いていた、ということである。林業企業体は赤字の方が常態だったのだろうか。もっと長期にわたって考察することが必要のようだ。林業経営研究者の意見を聞きたいところだし、白書もこういう点の考察結果を紹介してほしいと思う。

第二に、平成二〇年の林業所得の低位性を印象づける原因になった五〇〇〇〇ha層の赤字は、五年間でこの年だけ生じた赤字だということである。この年に、この階層に特に悪影響をもたらした要因として何があったのだろうか。

第5表) 保有山林規模別林業所得の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
林業粗収益(千円)	20~50ha	1,380	1,189	1,499	1,612	1,225
	50~100ha	1,851	1,531	1,761	1,234	1,098
	100~500ha	3,346	3,759	3,760	3,206	3,218
	500ha~	65,156	64,287	67,719	21,750	30,302
	全 国	2,497	2,396	2,603	1,904	1,784
林業経営費(千円)	20~50ha	932	889	1,028	1,225	938
	50~100ha	1,487	1,262	1,383	994	1,191
	100~500ha	2,959	3,398	3,035	2,834	2,959
	500ha	61,794	65,573	67,968	25,556	28,131
	全 国	2,081	2,109	2,125	1,613	1,681
林業所得(千円)	20~50ha	448	300	471	387	287
	50~100ha	364	269	378	240	△93
	100~500ha	387	361	725	372	259
	500ha~	3,362	△1,286	△249	△3,806	2,171
	全 国	417	287	478	291	103

第1表のような単年度の林業所得表示だけでは、林業経営の変動的な状況を示すことはできない。白書としては少なくとも四〜五年のデータでの経営分析を示すべきだろう。いや是非そうしてもらいたい。

(四)

わが国の林野面積は二五〇八万一千ha、国土の六六・四%を占める。そしてその林野の五八%は私有林である。その森林は、林業白書の「はじめ」に書かれているように、国の保全、水源の涵養、木材等の生産等の多面的機能の發揮によって、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。特に近年は、森林の地球温暖化防止機能も重視されるようになり、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備等(森林吸収源対策)の積極的な推進も求められている。

この大事な森林がその機能を充分に發揮していると評価ができるようにするためには、森林整備が不可欠だが、植栽、保育、間伐等のそれはどうなっているのだろうか。

森林の三一%を占める国有林や一二%を占める公有林は、国の整備計画に基づいて着実に整備されているのであろう。問題は五八%を占める私有林である。私有林についても、県が国の整備計画に即して作る地域森林計画で、地域における森林の整備及び保全の目標や伐採等の

施業方法の考え方が示され、更に市町村が策定する「市町村森林整備計画」が「地域森林計画」に適合するよう、森林の整備等に関する長期の構想と規範を示す（白書二二ページ）ことになっているが、それが現実にかかるといふことは、私有林保有者の意志・実行如何にかかるといふことは、私有林保有者の意向が、第2表でみたように山林は保有するが、林業経営は行なうつもりがないという者が五〇〇ha以上保有する者でも三四%を占めるという状況なのである。林業経営の低収益性の故であること、いうまでもないだろう。

白書も木材価格が低迷する中、森林所有者の林業に対する関心は低下しており、相続等に伴い経営意識の低い森林所有者も増加している。このため、森林資源が十分に活用されないばかりか、必要な間伐等の手入れや収穫期にある森林の伐採、主伐後の再造林等の森林施業が適切に行われず、多面的機能の発揮が損なわれ、荒廃さえ危惧される森林もある（白書三三―三四ページ）と憂えてはいる。

林業経営体の収益性向上策を講ずることが急務のようである。各林業経営体が抱える問題は保有規模別で異なるであらうし、当然必要な対策も違ってくる筈である。白書は林業経営問題の分析をもっとしっかりやるべきだ。

# 主伐期を迎えた民有人工林の 持続的再生産をどう描くか

宇都宮大学農学部教授 山本 美穂

## 1、転換点を迎えた森林・林業

森林・林業に関わる諸政策は、ここ数年来いくつもの大きな節目を迎えてきた。民主党政権下において森林整備・林業振興が国家成長戦略の一つとして位置づけられ、平成二十一年一二月に策定された「森林・林業再生プラン」では、成熟した森林資源を積極的に利活用し、一〇年後の二〇二〇年には木材自給率五〇%を目指すことが打ち出された。

ここ数年來の森林・林業をめぐる趨勢は、森林資源の利活用という戦後林政の課題への対応にとって追い風とも言える状況を呈している。白書冒頭トピックスをもとに平成二一年度からの五年間を振り返ると、農林水産省「森林・林業再生プラン」策定（平成二一年度）及びその最終とりまとめと「公共建築物における木材利用の促進に関する法律」の公布・施行（平成二二年度）に続い

て、平成二三年度には、民有林の無届伐採に対する行政命令、所有者不明森林における施業代行、新たな森林所有者の届出等制度、森林経営計画制度などを導入した「森林法」改正及び「森林総合監理士（フォレスト）」育成の推進、国有林野事業の一般会計への全面的移行という大きな改革を進める一方で、東日本大震災とそれにもなう原発災害への対応に迫られた。平成二四年度には、戦後の拡大造林政策による人工林資源のピークが一〇齢級（四五〜五〇年生）に達し、間伐等の保育段階から本格的な利用（主伐）段階に至る画期を迎えた。また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」施行を受け各地でバイオマス発電と熱利用システムの導入が本格的に進められている。平成二五年度には、地球温暖化防止対策が京都議定書の「第二約束期間」に入ったこと、新たな建築用資材であるCLT（直交集成板）の普及で国産材による中高層木造建築の可能性が注目された。消費

増税前の駆け込み需要がこれに加わった。そして、平成二六年度は、東京オリンピック開催から五〇年、林業基本法制定から五〇年という節目の年あたる。

戦後日本の森林・林業および林産業をめぐる喫緊の課題は、国産材に対する磐石な市場ニーズがなかなか確立しえないところにあった。林業特有の生産期間の長期性と、収穫・運搬にかかる技術的難しさの中で、重厚長大な生産システムの循環性・持続性を可能にするために、それぞれのプロセスにおける構造改善が進められてきた。そして森林政策は、それらを通して林業の再生産と森林資源の保続および山村経済の持続性がはかれることを視野に入れて展開した。森林・林業そして国産材に対してかかってないニーズが投げかけられている中、我々が検証すべきことは、これら一連の変化が、森林と山村の持続的発展を前提としたものでありうるか否かという点に収斂される。

以下に話を絞って、上記について概観しておきたい。まず、全国森林計画における計画量の推移と地域性について、次に、皆伐をめぐる地域の事情について概説し、主伐期を迎えた民有人工林の持続的再生産をどう描くか、さらに言えば持続可能な森林経営とは何か、それにはどのような条件が必要とされるのかについて考察する。

## 2、伐採量増大の全国森林計画

日本では「森林計画制度」の下で森林を適正に整備・保全しその多面的機能を持続的に発揮させるための制度上の枠組みが整えられている。政府は、「森林・林業基本法」に基づき、森林及び林業に関する施策の基本的な方向を明らかにするため「森林・林業基本計画」（概ね五年毎に見直し）を作成する。最新の「森林・林業基本計画」は平成二三年七月に見直され、平成二五年一〇月に「全国森林計画」（計画期間：平成二六〜四一年度）が策定された。これによれば、平成二六年四月一日から一五年間の伐採立木材積は約八億 $m^3$ で年当たり約五三〇〇万 $m^3$ である（表11）。これは平成二〇年に閣議決定された計画量六・三億 $m^3$ から平成二三年に六・九億 $m^3$ に上方修正された後の増伐計画である。人工造林九四万haと天然更新八九万haの合計面積を皆伐面積に等しいとすると一五年間に一八〇万ha、年当たり一二万haもの皆伐が発生し、最近の皆伐面積の三倍以上に相当すると推定される（白石、二〇一四）。

これを全国四四の広域流域別に見ると、平成二〇年の閣議決定時の計画において皆伐による材積量が間伐による材積量を上回っている流域は、最上川（山形県、江の川（島根県）の二流域のみであったのが、平成二三年

主伐期を迎えた民有人工林の持続的再生産をどう描くか

表－１ 「全国森林計画」における計画量

	計画期間	(H21.4.1-36.3.31)		(H26.4.1-41.3.31)
	閣議決定日	変更前 (H20.10.21)	変更後 (H23.7.26)	(H25.10.4)
伐採立木材積(万m <sup>3</sup> )				
主伐		22,177	29,318	36,184
間伐		40,532	39,701	43,777
計		62,709	69,019	79,961
造林面積(千ha)				
人工造林		700	856	944
天然更新		871	872	889
計		1,571	1,728	1,833
林道開設量(千km)		33.7	91.0	89.9
保安林面積(千ha)		12689.1	12811.5	12951.7
治山事業施行地区数(百地区)		311.1	311.1	341.5
間伐面積(参考)(千ha)		-	7,795	7,281

注：それぞれの計画期間における値

資料：農林水産省「全国森林計画」(平成20年10月、平成23年7月、平成25年10月)

変更計画においては、網走・湧別川(北海道)、阿武隈川(福島県)、大淀川(宮崎県)、川内・肝属川(鹿児島県)の各流域がこれに加わり六流域となり、平成二五年計画においては、さらにこれに馬淵川、閑伊川、北上川(岩手県)、米代・雄物川(秋田県)、阿賀野川(新潟県)、菊池・球磨川(熊本県)、沖縄(沖縄県)が加わり一三流域となった(表12)。このうち最も伐採立木材積量が多いのが大淀川(四六七〇万m<sup>3</sup>)、菊池・球磨川(四〇六二万m<sup>3</sup>)、米代・雄物川(四〇〇八万m<sup>3</sup>)で、年当たり換算で大淀川が六四万m<sup>3</sup>、菊池・球磨川が七三万m<sup>3</sup>、米代・雄物川が五八万m<sup>3</sup>の計画量増である。参考までに、宮崎県における平成二五年の素材生産量は一六五万m<sup>3</sup>(木材統計)、宮崎県森林組合連合会の八つの原木共販所における平成二五年度末の総取扱量が約五一万m<sup>3</sup>であり、一五年間にわたり一・四倍ずつの伐採量増加が計画されていることになる。

当然ながらこのような伐採計画量の増大は、川下における構造変化を反映している。特に南九州においては、製材、合板、バイオマス、さらに輸出にいたる大規模な需要創出が素材価格の下落と同時に進行している。このような動きに対して供給側(原木生産)は果たして十分に対応できるのか、林業経営の採算向上に結びついているのかという問題提起がなされている(注1)。特に、

表－2 主伐量が皆伐量を上回る広域流域別計画量

		伐採立木材積: 万m <sup>3</sup>			造林面積: 千ha		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
全国		36,184	43,777	79,961	944	889	1,833
網走・湧別川	北海道	1,222	991	2,213	41	46	87
馬淵川	青森県	994	969	1,963	29	24	53
閑伊川	岩手県	1,016	836	1,852	19	35	54
北上川	岩手県	1,512	1,456	2,968	39	31	70
米代・雄物川	秋田県	2,056	1,952	4,008	39	42	81
最上川	山形県	1,013	715	1,728	26	36	62
阿武隈川	福島県	1,446	1,285	2,731	38	43	81
江の川	島根県	1,302	837	2,139	32	20	52
菊池・球磨川	熊本県	2,033	2,028	4,061	47	17	64
大淀川	宮崎県	2,793	1,877	4,670	42	15	57
川内・肝属川	鹿児島県	2,015	1,242	3,257	19	28	47
沖縄	沖縄県	15	8	23	1	1	2

資料：農林水産省「全国森林計画」（平成25年10月）

合板、バイオマスの需要がB、C、D材に集中し、市場におけるA材（直材）へのニーズが激減し価格低下を招いていることは、かつてない原木需要の高まりによって森林資源の持続生産を大前提とする山村経済が川下の市況に完全に包摂されてしまったことを示唆している。しかもこれらが皆伐による増伐を前提としていることは、再造林に対する丁寧な措置が取られていなければ持続的な森林経営が危機的状況にあるということをも示している。

皆伐と再造林によって森林の若返りがはかられていけば、白石（二〇一四）が展望するように「現在八〜一二齢級に集中している人工林の齢級構成は（略）約一〇〇年後にはほぼ平準化され、今後そこから膨大な量の大径材が供給され」「森林資源活用時代が実現」する、という予定調和が働く地域と、そうでない地域が出てくるという点について、少しだけ私論を展開しておきたい。

### 3、「皆伐」をめぐる地域事情

#### (1) 皆伐事情の東西

筆者は、一九九〇年代から西日本で顕著となった再造林放棄について全国調査を行い、九州・東北地方を中心とする新興林業地において人工造林地の皆伐件数が増えていること、森林所有者の世代交代時に再造林面積が縮

小していること、同時に完全に管理を放棄された土地が多く現れていることを明らかにした(山本、一〇〇三)。その折に、皆伐をめぐる局面が地域によって大きく異なり、特に九州においては「負債整理」、「災害跡地整理」、「計画的伐採」、「結婚・進学等の出費」など所有者側(川上)の事情、逆に北海道においては「開発対象地となった」、「業者の勧め」など利用者側(川下)の事情が目立ち、皆伐後再造林放棄の問題が差し迫った課題となりえない事情があることにも触れた。

林野率六二%、民有林が八六%を占める九州では、森林の六割が人工林でさらにその九五%がスギ・ヒノキの針葉樹である。九州においては一九八〇年代後半から、農家林家の自力伐採による間伐材生産増加が見られるなかで、牛肉・オレンジ自由化と続く中国産お茶・シイタケの輸入増加によって複合経営の柱が次々に打撃を受けた。一九九〇年代に入ると、森林組合系統による加工施設整備の一方で皆伐と再造林放棄が顕著になった。二〇〇〇年代に入ると、球磨地方の再造林放棄が地元ニュースで繰り返し話題にされ一般市民の間でも持続的森林管理についての問題意識が芽生えるようになった。宮崎県諸塚村が村全体で全国初のFSC森林認証を取得(平成一六年)、続いて熊本県小国町森林組合がSGEC森林認証を取得した(平成一七年)。平成一九年三月には球

磨川流域において九州森林管理局が熊本県と共同で国有林としては初めてとなるSGEC森林認証を取得した。九州においては、全山一斉造林、皆伐、再造林放棄、川下における構造変化と低級材へのニーズ激化、価格低落、に直面して持続的森林管理に向けての強い危機感が伺える。

総じて、森林政策を推し進める林野行政の全体的雰囲気は、民主党時代に掲げた「一〇年後の木材自給率五〇%」を旗印に、国産材利用を可能とした川下の条件に合わせて、全国森林計画に見る伐採計画量の増大が図られていくというように読める。しかし、それを「皆伐」によって実現しようとなると、当然ながら様々な議論が沸き起こるのが事実である。

## (2) 栃木県における「皆伐」推進事業

林野率約五割で農業県としての知名度のほうが高い栃木県は、森林・林業に関して今まで特に目立った施策を講じたことはなく、間伐中心での施策を進めてきた。県内には近世来の林業地(八溝)、明治期来の林業地(鹿沼・日光、三叢)に加えて、戦後造林地として急速に展開した高原林業地がある。

栃木県が打ち出した「森林資源循環利用先導モデル事業(平成二六〜二七年度)」は、「皆伐を通じた森林資源の循環利用を促進することにより、木材需要の多様化及

び増大に対する木材の安定的な供給体制を構築し、もって持続的な林業経営の実現を図る一ことを目的とし、皆伐面積1ha当たり三二万円を上限とし、県が認定した林業者、木材製造業者及び木材需要者で構成されるグループ（循環型林業グループ）を支援するというものである。支援対象は、「循環型林業グループ」が当事業要領に基づき行う①全量出材型皆伐（伐採による全ての木材を利用する目的で行う皆伐）、②前者により生じた木材に係る造材及び集材、③前者により集積された木材を木材製造業者に引き渡すために行う当該木材の運搬、に要する経費である。その支援要件として、(1)川上、川中、川下が安定価格取引に関する協定締結、(2)施業契約を結んだ一環型循環施業、(3)皆伐施業の実施（平二六〇二七年度）が挙げられる。初年度の平成二六年度は、事業面積二五haに一ニグループが応募し、県による書類審査の上、全応募者（栃木県内全森林組合+製材業グループ）が採択された。

栃木県のこの補助事業は何より「皆伐」を全面に打ち出したものであるという点で注目を集め様々な反響があった。そのいくつかを紹介すると、「森林組合や製材工場等の連携によって皆伐・利用・再造林を計画的に行うという点で財政当局が認めたのだろう」「林野庁の来年度予算、他都道府県の来年度新規事業への取り組みが注

目される」「何故折角森林資源が充実したのに皆伐するのか。再造林コストを考えれば間伐を繰り返して行くべきである」「結局補助金を使わなければ循環しえないということを示しているのか」等々である。

補助事業の仕掛け人は、県内中央部・高原林業地の森林組合と製材工場、そして県の林務担当者である。現場は「皆伐」推進（Ⅱ増伐加速）という強烈なメッセージとはかなりトーンが異なり、川下事情の激変から来る川上への皆伐要請というよりも、あくまでも「川中」（製材・加工過程）より上流の森林資源の持続性を確保するための要請であり、ある条件下でのみ推進しうる皆伐であり、初年度について言えば一事業区は自ずから1ha未満に収まる小面積皆伐である。つまり、皆伐のためというよりその後の再造林のための補助金という色彩を強く感じる。

### (3) 持続可能な森林経営とは何か

冒頭に挙げた課題に立ち返って、主伐期を迎えた民有人工林の持続的再生産をどう描くか、さらに言えば持続可能な森林経営とは何か、それにはどのような条件が必要とされるのかという点について考えたい。栃木県の補助事業はこの課題にさらに加えて、民主党時代に掲げられて政策目標の一つとなっている「林業の成長産業化」「育林経営のビジネス化」「儲かる林業」とは何か？と



写真1：高原林業地における週末自伐林家  
(横塚久美氏撮影 (2011・12))

いう点にも一つの議論材料を投げかけている。

第一に、このような手厚い補助体系は、民有人林の持続的森林経営にとっては馴染み易いという点である。特に高原地域のように自伐林家(写真1)が一定程度存在する地域においては、自前の機械装備で対応できる範囲で皆伐+再造林のサイクルが回ることは、林家の再生産構造にとって重要な意味を持つ。皆伐を前提に造成された民有人工林の持続的再生産にとっては、山元の林家の再生産を助け定住を支えるという点において有意義なものと位置づけられる。

第二に、仮に間伐の推進で大径化が進んで行った先の川中および川下の整備をどう考えていくのかという点について、議論が始まったばかりであるという点である。大径化した材に対応するためには、製材加工、流通の局面はもちろんのこと、山元における新たな資本装備が求められてくる。そのような体質改善を求めるほど林業の「経済的足腰」は未だ強くはない。

最後に、「皆伐」事業の必要性を要請した栃木県内の高原地域における事例は、「条件が整っている地域においても皆伐+再造林への補助金が必要」であり、逆説的に「これ以外の地域においては皆伐によっても自律的な林業経営が不可能である」ことを示すものではないのかという点である。この点について、我々は、皆伐(+再

造林)が前提となつて林産業の要求に応えている南九州の現状を厳しくウォッチングしておく必要がある。もし、「皆伐推進」を唱えた栃木県内の民有林の事例を一つのモデルとして他でも「皆伐推進」(Ⅱ増伐)が強く要請されるようであれば、それは明らかに間違いである。

果たして、持続可能な森林経営とは何か、どのような条件が必要とされるのか、日本全土の森林において「成熟」した人工林が収穫を待っている中、これをどのような扱っていくのか、地域それぞれの事情に応じた議論が必要である。

誤解を恐れず最後に付け加えておきたいのは、「育成林業はそれ自体では価格を形成しえない」という故柳幸広登氏の理論であり、森林はそこに成立する限り社会的共通資本であるという故宇沢弘文氏の言説である。

白書特集ということで最後にその他雑感を記しておきたい。

林野庁林政部企画課年次報告班では、従来とつき難いものであった白書を一般読者向けの「分かり易さ」と実務者向けの「掘り下げた分析」を特に意識したものに改良することを努めてきた(福田、二〇一二)とのことで、読む上でその苦勞を垣間見ることがあった。例えば、

冒頭トピックスを一般読者向けに平易な記述、本文は実務者向け詳細な分析とし、構成も二段組にして情報量を増やす(平成二二年度)、小見出しまでを目次に含める、出典情報の明示、脚注充実などにも重点を置く(平成二二年度)、東日本大震災を焦点に「記録性」「知識の拡張性」に努める(平成二三年度)など、読み手の側に立った構成を心がけたことが伺える。

一般への普及・啓発については、新しい白書が刷り上るとほぼ同時に大学・研究機関、関連団体で説明会を開いて読者との意見交換の場を設ける、英語版の作成に努めるなど、従来の分かり辛さ、とつき難さが格段に薄れ身近な情報として手にできるようになった。当方の学部講義においても一般公開の白書説明会に赴いた若手林野庁マンが学生達からの未熟な質問に丁寧に回答し談笑する場面に、霞ヶ関との壁が低くなったと感じたのも事実である。

### 注および引用・参考文献

注1) 林業経済学会・NPO法人ひむか維森の会共催シンポジウム

「南九州における新たな需要創出と素材生産・流通の課題」

二〇一四年一月八日(土) ホテル・メリージュ、宮崎市

(1) 白石則彦(二〇一四) 我が国の森林・林業の現状と政策の方

向性、木材工業

Vol. 69, No. 11, 462-467

- (2) 福田淳 (二〇一三) 『平成二三年度森林・林業白書』の作成  
・公表について、林業経済 Vol. 65, No. 2, 22-24
- (3) 山本美穂 (二〇〇三) 森林組合アンケートにみる人工林施業  
放棄の実態―「人工林における森林施業の放棄に関するアンケ  
ート調査 (一九九九年)―より―、堺正紘編著、森林資源管理  
の社会化、九州大学出版会、ISBN 4-87378-177  
0-X, 62-75
- (4) 柳幸広登 (一九八九) 木材価格形成論、農林統計協会、IS  
BN 9784541012135

## 『水産白書』の「養殖業」特集にちなんで

養殖業の本格的な発展は戦後になってからであるにも関わらず、いまや養殖業は世界の全漁業生産量のほぼ半分を占めているし、天然水産物の比重の高い日本でも全生産量の二割以上、全水揚額の三割前後を担っている。本年六月に発表された『平成二五年度水産白書』は、その冒頭に約六〇頁にわたる特集「養殖業の持続的発展」において、多様な構成をもつ養殖業の主要なグループごとにその歴史・現状・問題点を整理し、各地の事例にも触れた上で、経営と施策のあるべき方向を提示している。

その内容を一瞥すると、まず第一節「これまでの養殖業の展開」では、養殖業の意義、歴史、現在の養殖方法の概要、生産量と金額、養殖業を支える制度とその根拠法について簡潔な説明を行った上で、成長著しい世界の養殖業の様相にも触れている。第二節「養殖生産をめぐる課題」では、主要な養殖種目について、その単価動向と経営収支の特徴点を確認した上で、漁場環境の改善、天然種苗確保対策、餌料の改善、魚病対策などの諸課題の現状に触れている。第三節「養殖水産物と食卓」では養殖物に対する消費者の評価が高まってきているとはいえ、依然として養殖水産物に比べて天然水産物を選好する消費者が多いことに見られるように、化学物質や添加物についての「過去のイメージ」が残っており、その克服が求められているとされる。第四節「養殖業の持続的発展のために」では、経営安定のために計画的な生産、新たな技術開発、天然資源利用の改善、各種の技術開発の必要性などが指摘されている。

このように、『水産白書』の記述は養殖業の現状と課題について二心の整理された認識が持てる点で有益である。とはいえ、問題点の把握や改善方向については、物足りない記述が多い。ここでは、筆者が感じた違和感の若干を例示しておきたい。

第一に、日本の養殖業は縮小過程にあるが、世界の養殖業はなお躍進すると予測されている。しかしエビ養殖が世界大に拡大してきた過程で先発の台湾や東南アジア諸国が産地から脱落したこと、サケ養殖・輸出大国とな

ったノルウェーでは増肉係数一・二（体重1kgを増加させるのに餌一・二kgが必要）というブロイラー型養殖業が一般的になるとともに、少数企業への集中が極端に進展したこと等、忘れてはならない変化が存在していることにも注意を向けたい。

第二に、養殖魚需給検討会の意見を踏まえて水産庁が二〇一四年二月に決定した生産数量ガイドライン（ブリ・カンパチ・マダイが対象）は大いに期待されたのであるが、その後もそれを実現するための具体策は示されていない。ガイドラインが実効性を持つために中央レベル、現場レベルで立案・実践すべき課題などについて『水産白書』が先行的に論点を指摘し議論を呼びかければ、行政当局の立場の正当化に止まりやすい白書類に新風を吹き込むことができたのではないかと惜しまれた。

第三に、養殖経営への支援策としては、燃油・配合飼料価格の高騰に対する「漁業経営セーフティネット構築事業」が重視されているが、すでに何年も継続されている施策であるから、その経営体にとっての実際の効果と課題についての検証がほしかった。特にこの制度が任意加入の漁業共済制度の加入者のみを対象としていること、養殖共済の加入率は決して高くないことに鑑みて、その点の改善を展望した指摘がほしいところである。

第四に、養殖業経営のためには誰が・どの漁場を・どれだけの規模で使用できるのかが極めて重要である。この点に関わって養殖漁場のための区画漁業権の免許方式が問題となるが、それに関する説明（一八頁）は、漁業法の条文解説に過ぎず、規制改革会議・国家戦略特区会議等が要求して漁業界が反発している免許方式の改訂の意味を把握するには役立ちそうもない。水産庁は現行の免許方式の合理性・正当性を主張しているのであるから、その趣旨を簡潔に記述してほしかったと思われた。

さて、『水産白書』の養殖業特集にちなんで養殖業の現状と展望について考えることが今号の二論文の課題であるが、白書の中では給餌養殖業に比べて相対的に言及の少なかった無給餌養殖業、特に貝類養殖業（ホタテガイ、カキ）について現場の経営実態に密着して問題点を考えてみることにした。餌代に経営が圧しつぶされそうな魚類養殖業とは大きく異なった経費構造を持ちつつ、販路確保や労働力調達の苦勞が大きい中で、消費者との交流を含む新たな方面へ努力していることなどにふれて、養殖業の今後について視野広く検討する素材とした。

（文責・加瀬和俊）

# 養殖業への期待と課題

## —ホタテガイ養殖業を題材として—

北海道大学大学院水産科学研究院准教授 宮澤 晴彦

### 1. はじめに

近年、養殖業に対する期待が高まっているように思う。今年の水産白書は養殖業に関する特集を組み、その中で「農畜産業と同様に人間が水産動植物を飼育管理することにより、質的にも量的にも安定した水産物を生産することが可能」と述べ、二〇三〇年には世界の食用水産物需要の「六二%が養殖水産物で占められる」という世界銀行の予測を紹介している<sup>①</sup>。サケマス類養殖やマグロ養殖の生産拡大が、そうした予測や期待の背景にある。ウナギやクロマグロの完全養殖に向けた技術開発にも、今後一層注目が集まろう。

しかしながら、そうした期待とは裏腹に、わが国の養殖業は近年縮小局面に立ち至っている。海面と内水面を合わせた養殖業の総生産量は、一九八八年の一四三万トンをピークとして以後漸減し、二〇一二年には東日本大

震災の影響もあって一〇七万トンにまで減少した。種苗費や餌料費、燃油費等の増大や生産物価格の低迷で苦境に喘ぐ経営体も多く、ほとんどの養殖業種で経営体数の減少が続いている。

そうした中で、ホタテガイ養殖業は相対的に経営状態の良い、養殖業の中の「優等生」と目されてきた。だが、縮小局面にあるのはホタテガイ養殖業も同じである。「優等生」と言われるような有利な条件と、縮小局面をもたらす不利な条件が混在しているといってもよい。肝心なのはそうした状況を的確につかみ、有利な条件を生かして縮小局面を打開し得る経営主体を構想することである。

ここではホタテガイ養殖業を題材として、「優等生」と称されてきた所以（優位な特質）を示しつつ、近年経営状況が悪化した要因と打開の方向性について検討する。



写真：耳吊りの状態でロープにセットされたホタテガイ

## 2. ホタテガイの生産構成

本題に入る前に、検討すべき対象を明示する意味で、ホタテガイの生産構成について触れておく。わが国におけるホタテガイの生産は、地蒔きと養殖の二つの方法によって行われている。前者は大量の種苗（3cm程度の稚貝）を海底に撒布し、三〜五年後<sup>⑧</sup>に底曳網で回収するものであり、統計上は漁業に分類される。その産地はオホーツク海や根室湾等であり、二〇一二年の漁獲量は宗谷と網走を合わせたオホーツク海が二八九千トン、根室湾が二六千トン、両地域の合計が三二四千トンであった。この年の全国総漁獲量が三二五千トンだったので、両地域の地蒔きホタテガイが漁獲量の大半を占めていることがわかる。

一方、後者の養殖は籠や耳吊り<sup>⑨</sup>等の方法で稚貝を海中に垂下して育成するものである（写真参照）。養殖には種苗養殖と成貝養殖の二タイプがあり、産地もほぼ二分されている。初夏に採苗器を海中に投入し、付着した稚貝を数度の分散の後、籠に入れて越冬させる。この越冬稚貝を春期に地蒔き用、あるいは三陸地方等の養殖用種苗として販売するのが種苗養殖である。成貝養殖は、越冬稚貝を春期に耳吊りにして再度海中に垂下し、翌年の一、二月頃から二年貝、一月頃から三年貝等として

販売していくものである。

種苗養殖の主な産地は北海道日本海地域(留萌、石狩、後志)やサロマ湖等だが、近年はオホーツク海沿岸域での生産も増えている。成貝養殖の主な産地は北海道噴火湾、青森県陸奥湾、及び三陸地方である。二〇一二年の生産量は、胆振と渡島の合計(Ⅱ噴火湾)が九五千トン、青森県が七六千トン、岩手県と宮城県の合計(Ⅲ三陸)が四千トンで、全国総生産量は一八四千トンであった。

以上述べたホタテガイ生産の三タイプのうち、地蒔きは生産量が高水準で安定しており、収益性も非常に高い。地蒔き生産が好調であることから、地蒔き用種苗の価格は安定的であり、そのため種苗養殖の経営状況も良好である。この種苗養殖は養殖期間が短いことから、斃死のリスクも少ない。これらに対して成貝養殖は、他の養殖等に比して相対的に有利な条件を持ちながらも、近年経営状況が不安定化している。つまり、縮小局面に立ち至っているのは成貝養殖なのであり、以下ではこれに焦点を当てて検討を進める。

### 3. ホタテガイ養殖業の優位性

ホタテガイ養殖業が他の養殖業と比べて優位とされたきた点は何か。水産白書は貝類養殖業について、「給餌する必要がなく種苗代も非常に安価であることから、経

営状況は魚類養殖業と大きく異なります」として、その経営面での特徴を指摘している。つまり、無給餌で種苗が自家採苗できること、種苗を購入する必要がある場合でも、種苗養殖産地から安く大量に購入できること、これらが魚類養殖業等に比しての経営的優位性であるとしているのである。

もちろん、この点はカキ養殖業等も類似だが、ホタテガイ養殖業にとっても重要なアドバンテージになるものといえる。しかしそれ以上に重要な点は、ホタテガイ市場(需給関係)の特性にある。つまり、わが国のホタテガイは国内市場において輸入品の圧力にさらされることがほとんどなく、むしろ国際的商品として大量に輸出されていること、このような点こそホタテガイ養殖業にとって最も重要な優位性があるのである。

FAOの推定値によると、二〇一二年における世界のホタテガイ生産量は二三八万トンで、国別では上位から順に中国一四二万トン、日本五〇万トン、アメリカ二二万トン、カナダ五万トン等となっている。うちアメリカ、カナダは天然資源に依存しているため生産量がかなり不安定で、かつ国内需要が大きいことから輸出余力に欠ける(むしろアメリカは世界最大のホタテガイ輸入国である)。一方、中国は世界最大のホタテガイ生産国で、大半は養殖業によって生産されており、輸出余力も十分に

あるが、次のような問題を内包している<sup>⑥</sup>。

すなわち、一つは生産物の商品性が低いという点である。中国で養殖されているホタテガイの大半は、日本のホタテガイ（通称エゾホタテ）と異なる品種（アメリカイタヤやアカザラと呼ばれる品種）であり、それらは海洋環境の問題もあって養殖期間が一年程度にとどまっている（それ以上育成すると斃死率が極端に高くなる）。

したがって、その生産物は小型で日本のホタテガイに比べて品質が劣り、日本市場では国産物とほとんど競合しない。これら品種の冷凍貝柱製品は非常に粒の小さな物

が少なからず中国から輸入されているが、中華料理やカギアゲ等の具材として使用されるような廉価品であり、国産品の価格を引き下げような競合品的性格を有してはいないのである。もう一つは、日本のホタテガイと同じ品種が一部地域（遼東半島東部の長山群島周辺海域）で養殖されているものの、これについては大量斃死が頻発しているという点である。また、大量斃死が生じなかった場合でも、その生産物は需要が増大している中国国内で大部分が消費され、日本にはほとんど輸出されない。

このように日本産ホタテガイは、国内市場で直接的に競合する輸入品がほとんど存在せず、相対的に有利な販売条件を保持しているのだが、近年は輸出品としても有

利な条件が広がっている。たとえば、アメリカに冷凍貝柱（玉冷）、香港に干貝柱が以前から堅調に輸出されてきたし、最近では円安もあって輸出条件が一段と好転している。

また、二〇〇九年から中国向け貝殻付き冷凍品（両貝冷凍と呼ばれる）の輸出が始まり、その輸出量は近年急増している。その背景に、上述の中国産ホタテガイの大量斃死や富裕層を中心とした中国国内需要の高まりがあることは言うまでもない。何故製品ではなく殻付きのまま輸出されるかというと、大量斃死のため原料不足に陥った中国のホタテガイ加工業者が、原貝を確保せざるを得なかったという事情がある。そして日本の原貝は割高だが、それでもその加工品（冷凍ポールや玉冷）は中国国内市場で採算割れせずに十分売れていくのだという。

両貝冷凍向けとしては主に噴火湾の養殖二年貝が使用されており、二〇一三年にはその輸出量が約三五千トンに上ったと推定されている。この量は噴火湾地域における養殖ホタテガイ生産量の三割を超えており、しかも産地価格を引き上げるような好条件で取引されている。さらに、韓国向けの活貝輸出も近年増加傾向となっている<sup>⑦</sup>。二〇一三年五月には「北海道漁業協同組合連合会によるホタテガイ漁業」（オホーツク、根室湾、噴火湾

のホタテガイ漁業・養殖業)が「MSC認証」<sup>7)</sup>を取得しており、今後ヨーロッパ等への輸出も拡大する可能性が高くなっている。

#### 4. 縮小再編下のホタテガイ養殖業

以上のような有利な条件を有しながらも、近年ホタテガイ養殖業の経営状況は悪化しており、経営体数も顕著に減少しつつある。もちろん、輸出条件の好転は経営状況の改善に寄与するものであったが、それで問題が解消したわけではない。

まず、表1によって近年の問題状況を確認しよう。ここにみられるように、ホタテガイ養殖業の経営体数は一九八八年の四、五二一から二〇〇八年の三、四一八へと、この二〇年間で二四%も減少している。そして、その減少度合いが近年増していることにも注意を払わねばならない。ただし、この経営体数の減少度合いは他の養殖業よりも緩やかである。たとえばブリ類養殖業は、同じ二〇年間に経営体数が六六%減少しているし、その他にもノリ養殖業・六五%、ワカメ養殖業・五七%、マダイ養殖業・四九%と、ホタテガイ養殖業より減少率の高い業種は数多い。このことは、ホタテガイ養殖業が相対的に有利な条件を有していることから、小規模経営の脱落が相対的に少なかったことを示している。

さて、このように経営体数が減少する一方で生産量はどうかだったかという点、これは全く減少せず、むしろこの間増加傾向で推移した。その結果、一経営体当たり生産量は大きく増加し、二〇〇八年の値は一九八八年の値の一・六四倍となっている。にもかかわらず、平均価格が四〇%以上低下しているため、一経営体当たり生産額はほぼ横ばいである。もちろん、一経営体当たり生産量が増加しているのは、ホタテガイ養殖経営体の支出するコストや労力は増加した。したがって、収入が伸びずコストが増大したのであるから、経営の収益性はこの間かなり悪化したものと判断される。

なお、言うまでもなく収益性悪化の直接的要因は生産物価格の低下にあるが、これはホタテガイ養殖業それ自体の生産量増加を主因とするものではない。養殖生産量は表1の通り多少増加しているが、それ以上にこの間地蒔きの生産量が大きく増加した。一九八八年の地蒔き生産量は一六〇千トンであったが、二〇〇八年には二倍近い三一〇千トンとなり、養殖と合わせた総生産量も同期間に三四二千トンから五三六千トンへと増加している。価格低下は、このような地蒔きも含めた総生産量の増加と連動して生じたのである。

さらに二〇〇八年以降になると、このような経営状況の構造的悪化に追い打ちをかけるように、有害生物であ

表 1：ホタテガイ養殖業の生産動向

		1988	1993	1998	2003	2008	指数
経営体数・A	(-)	4,512	4,511	4,362	3,859	3,411	0.76
生産量・B	(ト)	181,943	241,426	258,339	226,142	225,607	1.24
生産額・C	(100万円)	45,836	44,800	36,111	46,258	31,791	0.69
平均価格	(円/Kg)	251.9	185.6	139.8	204.6	140.9	0.56
B / A	(ト)	40.3	53.5	59.2	58.6	66.1	1.64
C / A	(千円)	10,159	9,931	8,279	11,987	9,320	0.92

資料：漁業センサス、漁業養殖業生産統計年報

注：1) 経営体数は経営体階層別漁業経営体数のホタテガイ養殖の数値を用いた。

2) 指数は1988年を1としたときの2008年の値

表 2：ホタテガイ養殖業の近年における  
道県別生産量

	(単位：トン)			
	2010	2011	2012	2013
北海道	110,317	84,353	103,980	109,100
青森県	89,838	32,310	76,020	50,900
岩手県	6,673	759	750	1,500
宮城県	12,822	1,003	3,538	6,400
全国計	219,649	118,425	184,287	168,000

資料：漁業養殖業生産統計年報

注：2013年の値は概数値。

るザラボヤの被害が主産地である噴火湾地域で発生し、それが今日まで続いている。このザラボヤは収穫前のホタテガイに付着・成長し、貝の成育を阻害するば

かりか、貝の脱落や斃死をもたらすやっかいな代物であり、早期に洗浄・駆除する以外に対策がなく、養殖経営にとっては多大な負担となるものであった。

そして、二〇一一年には東日本大震災による甚大な被害が発生し、三陸地方や噴火湾ではホタテガイ養殖の生産量が大きく減少した。表2に示したように、二〇一一年の生産量は前年と比べて岩手県や宮城県で激減しており、北海道でも噴火湾を中心に二万トン以上の減産となっている。二〇一二年以後は回復基調にあるが、三

陸地方では未だに震災前の水準を遙かに下回る状況である。なお、青森県でも二〇一一年に生産量が激減しているが、これは震災被害ではなく、高水温を主因とする大量斃死によるものである。

## 5. 対策の基本的方向

では、このような経営状況の悪化に、産地はどのように対応すべきか。ここでは三陸地方の震災被害対策を論じることができないが、ホタテガイ養殖主産地の基本的対応方向について幾つか指摘したい。先述した収益性低下の構造に対処するためには、①新たな販路開拓等の販売対策で価格向上を図る、②規模拡大・生産性の向上・量産化を追求し、漁業収入の増大を図る、③量産化を追求せず、コストダ

ウンと生産物の品質向上を図る、といった幾つかの基本的方向があると思われる。そのうち、①については輸出対策が功を奏し、最近では産地価格が大きく上昇しているが、今後も好条件が持続する保障はない。国内市場にしても、国民の購買力向上が実現しない現状では大きな期待はできない。もちろん、今後も販売対策（地産地消、直売等）、輸出対策を強化すべきであろうが、それだけに頼るわけにはいかない。

②については、近年の厳しい経営環境の下、後継者のいない高齢漁業者を中心に経営体の減少が続いていることから、残存経営体の規模拡大は進んでいるし、今後もさらに進展するものと思われる。ただし、規模拡大（養殖施設の拡充）が進んでも、それが生産性の向上と連動することは考えにくい。つまり、量産化を目指しても現実には機械化による生産性向上が難しく、耳吊り作業等に大量の雇用労働力（近年は確保が困難化している）を必要として、結局収益性を低下させてしまう。また、量産志向ではガラボヤ対策が追いつかなくなり、品質や反収が低下してしまう可能性が高まる<sup>8)</sup>。

こうしたことから、③の方向が現実的、かつ適切であると考ええる。具体的には家族労働を基本に、無理のない範囲で雇用労働力を投入しつつ、適正規模を志向するといったイメージである。残存漁家がリタイアした漁家の

養殖施設を受け入れて規模拡大する場合も、単純に増産を追求するのではなく、ゆとりを持った施設利用による貝の品質向上を目指すべきである。そうすると、個別経営の養殖施設拡大にも自ずと限界がある。それ故、残存漁家の規模拡大（養殖施設の少数経営への集中）よりも、既存の家族経営を少しでも多く維持・継承することが重要な課題となろう。

既に子弟以外の新規参入者を受け入れ、担い手として育成し、経営を移譲するケースも生まれている。また、噴火湾の八雲町では作業共同や漁船、機械の共同利用でコストダウンと生産物の品質向上等を追求する新たな協業化がスタートしている。問題はこうした経営政策の具体的検討が不十分で、結局、経営指導を漁協に丸投げしているケースが少なくないことではないだろうか。たとえば、都道府県の漁業経営に関する調査・研究機能を高め、個別地域における具体的な「経営改善計画」を立案することや、漁業経営の維持・継承を支援する新たな施策（遊休漁船・設備の活用・移譲支援等）を検討すること等が求められているように思われる。

（注）

(1) 水産庁編（二〇一四）『水産白書・平成二六年版』、農林統計

- (2) 地時きホタテガイは四年後に収穫する方式が一般的であるが、噴火湾伊達市沖は成長が速い漁場であるため三年後の収穫となっている。また、根室湾では大型貝を生産するため五年後に収穫する漁場が設けられている。
- (3) 耳吊り方式は貝殻の端の部分に小さな穴を開け、ロープにセットされたプラスチック製のピンをその穴に通し、ピンで貝を吊したロープを海中に垂下する方式である。通常一本のピンには左右一枚、計二枚の貝が吊され、一本のロープには一〇〇本程度のピンが装着されている。
- (4) 前掲『水産白書』P 34
- (5) このような問題については、以前、宮澤・孫（一九九七）においても指摘したが、基本的に今も状況に変化はない。宮澤晴彦・孫凱（一九九七）「中国におけるホタテガイ養殖業の現状―遼寧省大連市地区の事例から―」、『日本漁業』第二五号、P 35―50
- (6) 周知のように東北・北海道からの韓国向け水産物輸出は、原発事故の影響で東日本震災以後中断しているが、活ホタテガイについては韓国に到着後、江原道（カンウォンド）方面のホタテガイ養殖業者が蓄養し、国産活ホタテとして出荷されるため、輸出制限を受けていない。
- (7) MSCの漁業認証は、水産資源を適切に管理し、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する仕組みである。イギリスに本部のある「MSC: Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）」が定めた、「持続可能な漁業のための原則と基準」に基づき、第三者の認証機関が対象とされる漁業を認証し、その水産物にはMSCの認証マークが与えられる。
- (8) このような点については、宮澤（二〇一一）「ホタテガイ養殖業における漁場利用再編の動向と論理」、『漁業経済研究』、55（二）、P 49―62を参照。

# カキ類養殖業の現状と生産者の取り組み

水産大学校助教 副島 久実

## 1. はじめに

現在、貝類養殖の生産量が世界的に増加している。なぜなら、貝類養殖は魚類養殖とは違い、無給餌型（餌を与えないこと）であるため、比較的容易に生産することができるので（実際にはカキを育てるのに生産者の色々な苦労や工夫がある）、資本力の乏しい小規模・零細な漁業者でも参入しやすいからである。

貝類養殖の中でも、かつては欧米人が生食する唯一の水産物といわれたカキの養殖は、アサリ・ハマグリ類に並び盛んである。中でも、中国と韓国におけるカキ養殖生産量の伸びが大きく、それらの国で生産されたカキが日本市場にも多く流入してきており、日本のカキ養殖産地にとって脅威となっている。

世界におけるカキ養殖の産地間競争が激化する中で、日本国内においてもカキ養殖に取り組む産地が増えてきている。一方で、全体としての養殖カキの生産量は頭打

ち傾向を示しており、産地間での競争が激しさを増してきている。そのため、生産者たちはいかに良いカキをつくるかという生産における努力だけではなく、水揚げしてから自分たちのカキをどのように売っていくかというところまでの努力もしている。そこで本稿では、カキ養殖の生産者たちがどのような苦労やがんばりをしているのかをみていきたい。

## 2. 世界の中のカキ養殖業の位置づけ

まず、水産白書（二〇一四年）で世界の養殖業と貝類養殖業の状況を確認してみる。二〇一二年における世界の養殖業生産量は九、〇四三万トンで、世界の漁業・養殖業全体の生産量の約半分（四九・四％）を占めている。これは、世界の牛肉生産量に匹敵する量である<sup>1)</sup>。世界で養殖されている生産物のうち、海面の魚類養殖や甲殻類の占める割合は、日本とは異り、大きくはない。最も多いのは内水面の魚類養殖で、続いて、海藻類、貝類と

なっており、これらで約八五%を占めている。種類別にみた世界の養殖業生産量をみると、最も多いのがコイ・フナ類で二八%、次にノリ等の紅藻類が一四%、コンブ等の褐藻類が九%、その次がハマグリ類で六%、カキ類、五%となっている。このうち、海藻類の半分は食品その他工業で使われるゲル化剤、増粘剤、安定剤等へ加工される種類の海藻である。つまり、貝類養殖は食用として重要な養殖種類の一つであるといえる。

では、そうした貝類養殖やカキ類養殖がどのような状況にあるのかを、FAOのFISHSTATのデータから確認してみる。まず、世界の貝類養殖生産量約一、五〇〇万トンのうち約三二%（四七四万トン）がカキ類である（二〇一二年）。カキ類養殖が盛んな国は日本をはじめ、中国、韓国、アメリカ、フランス、台湾、フィリピン、オーストラリア、カナダなど以前から貝類養殖が活発に行われてきた国々がある。その他、FISHSTAT上では少なくとも四四か国でカキが養殖されている（二〇一二年）。次に、世界における養殖カキ類の生産量の推移をみると、一九九二年から二〇一二年の二〇年間に約三倍にも伸びている。これは、中国が非常に大きな生産量の伸びを示したことが最も大きな要因である。しかし、中国だけでなく、東南アジア諸国などでも生産量を少しずつ伸ばしている。また、統計に大きく影

響を与えるほどにまでは至ってなくとも、アフリカ諸国、太平洋諸国などでも貧困対策の一環として、貝類養殖が盛んに導入され始めている。例えば、中米のエルサルバドルでは日本のJICAが関わりながら、小規模・零細な漁業者の貧困対策の一環として、カキ養殖を産業の一つとして成立させようと国をあげて取り組んでいるし、アフリカ諸国でもそのような動きが散見される。

### 3. 日本の中のカキ養殖業の位置づけ

次に日本の状況を水産白書（二〇一四年）からみてみる。二〇一二年の日本における養殖業生産量は一〇七万トンで、日本の漁業・養殖業全体の生産量の二二%である。また、内水面養殖による生産量は約三万四、〇〇〇トンであるのに比べて、海面養殖による生産量は一〇四万トンと多く、養殖のうちほとんどが海面養殖によるものである。海面養殖のうち、生産量が最も多いのはノリ類（三四万トン）で、次にホタテガイ（二八万トン）、カキ類（殻付き）（二六万トン）、ブリ類（一六万トン）となっており、生産量でみると、カキ類は三番目の位置にある。貝類全体の生産量をみると、二〇一二年は約三万五万トンであった。そのほとんどがホタテガイとカキ類で占められていることがわかる。生産額でみると、最も高いのがブリ類（一、〇七一億円）、続いてノリ類（九



写真1：海に浮かべている筏



写真：広島海洋技術センター

写真3：フランスで売られているカキの様子



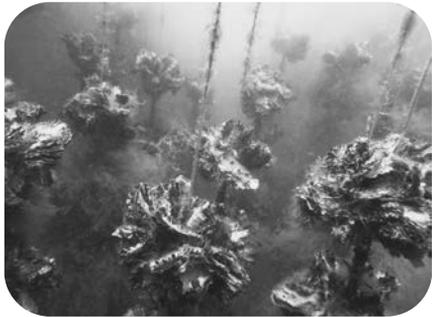
写真：副島久実

写真4：岡山かきのむき身パック



写真：副島久実

写真2：筏から海につるさ  
れているカキの様子



写真：広島海洋技術センター

かつては地元の女性たちにとって、冬期の貴重な収入確保の場であった。しかし最近では、雇われていた女性たちが高齢化し、作業効率がかんり悪くなってきている。むき身にする時に、カキに傷をつけてしまいがちで、商品価値が下がってしまうのである。また、カキをむくスピードが遅くなる。経営主から見ると、いかに早く、綺麗にカキをむける人材を集めるかが重要なのである。そのため、カキ養殖生産者は若い人を雇いたいと考えているが、最近の若い人たちは、養殖カキのむき身作業のように、季節的で、かつ、出荷時間に合わせるため夜中から

写真5：岡山県でのカキむき作業の様子



写真：副島久実

身作業を行っている。現状では、こうした外国人たちにかキのむき身作業は支えられていると言っても過言ではない。三〇代の息子が後継者として戻ってきている岡山県のある経営体では、今は制度などを利用して戻ってきているが、「こうした制度も将来的にはどうなるかわからない。若い日本人も集まらない。こんな中で、息子の代になつたらむき身作業体制がどうなるのか先行きが見えず、本当に心配で仕方がない」と母親が何度も不安を口にしていた。

このように、カキ養殖経営体では、海の環境の変化に

の長時間作業であったり、といった労働を敬遠する傾向にあるため、なかなか人が集まらないという。そこで、生産者たちは外国人研修・技能実習制度を利用し、若い中国人などの実習生を受け入れながら、むき

よって、カキができなくなってきたことも増えている上に、経費は高くなり、かつ人集めにも苦勞している。また、水産白書（二〇一四年）には「カキ類について生産量と単価の動向をみると、近年では生産量の増減にかかわらず一〇〇円/kg台で安定的に推移しています」（p・二六）と書かれている。確かに、数字の上からみると、安定的なようにもみえる。しかし、生産者たちからみると、「値がつかない」「経営的に年々苦しくなる」という状況である。こうした状況の中で、何とか経営を良いものにしようと取り組んでいる生産者たちもたくさんいる。そこで次はその一部をみていきたい。

## 5. 生産者たちの取り組み

### (1) 流通の多様化への取り組み

広島県の生産者たちは卸売市場への出荷は行わず、カキの仲買業者に一斗缶へ入れた状態で出荷し、仲買業者や加工業者らが生産者から集めたカキをパック詰めしたり、冷凍カキにするなどして、量販店や食品会社などに卸していくという流通パターンが主である。生産者が仲買業者に出荷する際には、ほとんど単価が決まってしまうため、若い生産者の間では、何とか自分たちで価格の決定権を得られるような流通の方法を模索したという思いがある。

広島県でカキ養殖を営む三〇歳代半ばのAさんは、大学を卒業してから二〇〇二年に実家に戻り、カキ養殖を手伝うようになった。その時、実家の経営状態の悪さに愕然としたという。そこで、カキを生産して仲買に出荷するだけという現状を何とか変えていきたいと考え、二〇〇五年ごろから自分のところでもパック詰めし、卸売市場にも出荷し始めた。パック詰めをするための機械も三〇〇万円かけて導入した。卸売市場出荷を始めた二、三年後には、自分で販路を開拓するべく名刺をつくり、営業にも積極的に行きはじめた。そして、自分の名前と顔写真が入ったパックで商品をつくり、県内で展開するスーパーにも出荷できるようになり、その後、県内や兵庫県のカキ料理専門店にも出荷できるようになった。二〇〇一二年には自分のところで冷凍できる機械を一〇〇〇万円かけて導入し、都市部で展開するオイスターバーにも出荷できるようになった。また、商品の差別化と少しでもむき身作業を減らすために、殻付きカキを百貨店の屋上で開かれているカキ小屋にも二〇〇一年から出荷するようになった。こうして、Aさんは現在では、年間生産するむき身八五トンのうち、一五トンはオイスターバーに、四、五トンは料理屋、二トンは自分のところで行う小売、残りの六三トンを仲買業者に、その他、殻つきカキ一〇万個を百貨店のカキ小屋にと流通を多様化でき

るようになった。オイスターバーや料理屋には、仲買業者に出荷する単価の二、三倍で出荷できるといふ。また、オイスターバーへの出荷には手応えを感じており、生の殻付きカキも含め、まだまだ出荷量を増やせる可能性があるという。

多くの場合、生産者はつくることに専念しがちであるため、「自分で営業」という部分は非常に弱い部分である。しかし、Aさんは、自分で営業に行くことで、相手（小売や飲食店、消費者など）がどのようなカキを求めているのが直接わかるようになったとのことである。

また、Aさんは自分のところで養殖する筏の台数を少しずつ増やしているのので、筏台数から見ると大規模化しつつある。しかし、筏は増やしても、それはたくさんカキをつくるという目的ではなく、生産量自体は増やさず、カキにとってゆったりとした環境で生育させ、一つ一つのカキの身入りを良くするためである。そして、一か月に何台の筏のカキを水揚げするか、筏をどの順番で水揚げするかなど、ますます念入りに検討し、スケジュールを組むようになった。そうすることで、シーズンの間、相手が求めるときに、求めるカキを出荷できるようになるからである。一台でも失敗したら、年間通してスケジュールが狂い、その年はダメになるという。そのためのも勉強や研究にますます熱心になっている。

## (2) 加工品への取り組み

岡山県瀬戸内市邑久町は、岡山県内でも一位、二位を争うカキ養殖産地である。この地区では、生産者たちは漁協の入札にむき身カキを出荷しているが、なかなか単価がつかないことも多くなり、年々経営が厳しくなっているという。そこで、生産者たちはそれぞれ電話やファックス、インターネットなどで、直接、消費者から注文を受けて、宅急便などで販売する個人売りにも力を入れつつあるが、既述のようにカキのピークシーズンは、ただでさえ、むき身作業に追われ、時間との戦いの中でやっている上に、個人売りのための発送作業などもとても大変であり、個人売りが増えれば増えるほど、生産者の労働量も増えてしまうというジレンマの中にいる。

そこで、ある経営主の妻である六〇歳のBさんは、冬期にむき身にするカキの一部を冷凍保存しておき、オフシーズンである夏期にカキの加工品を加工し、販売すること、年間を通してカキを利用した経営ができないかと考えた。そこでBさんは「老後のためにとっておいした」という二〇〇万円を使って二〇一〇年に加工場を整備し、カキの燻製やつくだ煮、オリーブオイル漬けなどの加工品を作る体制を整えた。また、カキの産地である地元では、カキは安くて当たり前という感覚が強いので、できれば都会に向けて販売できるような商品を作り

たいと考え、農業関係や商工関係の研修会を自分で見つけ出して参加し、加工品を開発していった。二〇一二年には、六次産業化の認定も受け、カキの加工品のラインナップを特に常温でおいておける商品)を揃えていった。現在は、日本人のパートを加工部門として三人雇うほどになっているが、加工品の売上の方は「まだまだこれから」とのことである。しかし、彼女もまた自ら百貨店や東京の方へ営業や試験販売に行くなどして、販路を増やしつつある。彼女の夫は「かあちゃんが、カキの加工品で三階建ての家を建ててくれるって言うからよ」と、彼も時間の合間を縫って、彼女とともに東京へ何度も試験販売に行っている。

## (3) 体験学習への取り組み

最後は、フランスの事例をみてみる。フランスは、ヨーロッパの中でも特にカキを良く食べる国である。食べるときには、殻付きカキを買い、自分で殻を開け、レモンを絞って生のままで食べるというのが基本である。フランスの養殖カキの生産者の中には、「カキは生が当たり前。火を通すなんて考えられない」と言った女性もいた。しかし、そんなフランスでも、最近の若者は食べる時に手が汚れるからといってカキを食べなくなりつつあるという。また、フランスの水産業の中でもカキ養殖はかなり重要な位置づけにあるが、カキの斃死の問題など

もあり、カキの養殖生産量は一万五〇〇〇トン（二〇〇二年）から約八万三〇〇〇トン（二〇一二年）へと減少している（FAO、FISHSTATデータより）。フランスにおいても、カキ養殖の経営をどうしていくかという点が大きな課題となっている。

こうした中、南フランスのモンペリエ市の近くのアグドという地区で、養殖カキの体験学習に取り組んでいるアニーさんの事例をみてみたい。アニーさんは、地中海に近いトール湖でカキ養殖をしている経営主である。トール湖地域でのカキ生産量は年間約八〇〇〇トンで、ムール貝は約四〇〇〇トンである。水揚げ高は約九〜一〇億円である。この地区で、経営主であったり、雇用者だったりしてカキ養殖に直接的、間接的に携わっている人々は、約三五〇〇人いる。

アニーさんは、カキの消費量が年々落ち込んでくる中で、一般の消費者や子供たちに、実際にカキに触れてもらいながら、カキ養殖のことを知ってもらい、そして食べてもらうことが大切だと考え、カキ養殖をしている女性たちを集め、グループをつくり、体験学習を企画し、受け入れるようになった。全国の小・中・高校生の子どもたちに夏休みや冬休みを利用して、地元に来てもらう。そして、カキ養殖場を一緒に見学、体験してもらい（写真6）、新鮮でおいしいカキを食べる食事会も行う。見学

写真6：アニーさんによる体験学習の様子



写真：Annie Castaldoさん

の中では、トール湖のエコ・システムや生態系の働きなどに関するミニ講義も行っている。子供たちだけでなく、大人も受け入れている。とにかく漁村に来てもらって、カキに触ってもらい、カキそのものについてや、カキの生産状況、漁村の風景や文化、環境問題などを知ってもらいたいと、一時間かけてカキの養殖場を回る。そして、体験学習の後には、やはりとれたての新鮮なカキの食事会を、白ワインもつけて行う。ディナーコースの時には、カキ料理のフルコースを準備する。

また、子供たちを地元で受け入れるだけでなく、アニーさん自身が学校に出前講義にも行く。子供たちにカキを使った料理の仕方、生態系の役割、海やト

湖の環境や生き物のことも伝えていく。この他、彼女は、カキを生のまま食べるだけでは消費は先細りだと考えていて、「調理するとこんなにおいしいですよ」というレシピを広めるために、女性だけでなく、男性にもカキ料理の仕方を教えるという料理教室も行っている。

また、カキ養殖生産者になりたいという高校生や大学生には彼女の家に下宿してもらい、カキの生産の仕方を教えるトレーニングも開いている。

## 6. おわりに

以上、カキ養殖を中心にして、現状と課題、そして生産者らによる取り組みについてみてきた。

カキ養殖経営体には若い経営主や後継者が比較的多い。それを反映してか、養殖施設規模（筏台数）を大規模化したいと考えている経営体が多いように感じられる。実際に、徐々に規模拡大している状況をヒアリング調査からも、統計からも確認することができている。

しかし、このように規模拡大傾向を示すことができているのも、現状では、外国人研修・技能実習制度によって、むき身作業に従事する若い外国人の存在があるからである。現在の政策の多くは、「大規模Ⅱ効率性」という考え方が反映されているが、少なくともカキ養殖業においては、大規模化すればするほど、むき身作業という

陸上作業にかかる人的労働量が増大するため、労働力確保問題や人件費等のコストが嵩み、必ずしも大規模経営が小規模経営よりも経済的効果が高いわけではない。

こうした状況もあり、本稿でも見たように、生産者たちは、生産だけでなく、流通や小売などの分野にもチャレンジして何とかやっというところと努力を積み重ねているのである。

まずは、皆さんもカキの一粒の向こう側には、色々な苦勞を重ねながらがんばっている生産者の人たちが存在することに思いを馳せていきませんか。

注

(1) 水産庁編『水産白書』、二〇一四年、p. 二二。

(2) 二〇〇八年における広島県のカキ類養殖の経営体数は三三三経営体である（広島県農林水産業の動き、平成二二四年）。

(3) 広島海洋技術センターにおけるヒアリング調査による（二〇一二年七月）。

特別報告

# ―シドニー・北京閣僚会合からTPPの行く末を考える―

TPP阻止国民会議事務局長・前衆議院議員

首藤 信彦

## 1、アメリカ中間選挙にふりまわされたTPP交渉

北京のAPEC会議の機会に、アメリカ主導で無理やり作られたTPP閣僚会合そして首脳会合であったが、予想どおり無成果のまま一月一〇日に終了した。それどころか、次回の予定も今後の協定合意にいたるロードマップも決められず、オバマ政権の外交能力に一層の疑問符がつくことになった。

そもそも、APEC会議直前のシドニー閣僚会合（一月二五―二七日）では、期待されたTPP大筋合意どころか、甘利担当大臣が控えめに掲げた「筋道をつける」ことも出来ず、オーストラリアのロブ貿易・投資相が開催国の面子にかけて達成しようとした「基本的要素」の合意ですら到達できなかった。

それが二週間後の北京会合など、だれが考えても大筋合意は困難なTPP閣僚会合がなぜセットされたか？そ

れは言うまでもなく、アメリカの中間選挙が北京会議の直前、一月四日にあったからである。支持率低下に苦しむオバマ大統領としては、投票日直前の最後の瞬間まで「中小企業の発展や雇用の拡大」を可能にする「包括的野心的な新世紀の貿易協定成立」へ期待をつなぎとめ、ビジネス界には献金を、そして選挙民には民主党への支持を訴える必要があったのである。

しかし、民主党は歴史的敗北を喫し、選挙後は上下両院を共和党に支配されてオバマ大統領のレームダック化を早めることになった。来年の夏からは事実上、次期大統領選キャンペーンが始まると考えられるので、オバマ大統領としては何とかなる春までにTPP協定の体裁をつけようと各国に最後の圧力をかけてくると思われるが、それも容易ではない。

血を流すような負担を国民に強いる各国政権としては、そうした犠牲を前提とする譲歩は、レームダック化したオバマ大統領の「思い出つくり」に貢献するより、次の大

統領との駆け引きに温存したいと考えるのが筋であろう。

## 2、目標を見失いつつあるTPP協議

話をシドニー会合に戻そう。TPP協定の大枠合意が本当に成立するには、首脳会議の前にまず閣僚間の調整と合意が必要だが、それには主席交渉官さらに専門分野ごとの交渉官が基本的な部分で合意に到達していることが不可欠だ。しかし、一〇月のシドニーでは、市場アクセス（関税）のみならず、医療制度、知財（IP）、国営企業（SOE）など懸案事項を抱えた各分野のギャップが大きくて閣僚では調整しきれず、再び各分野交渉官に差し戻してギャップの縮小努力を命じている。いうなれば、交渉はゴールへ近づくどころか、スタートラインにもどっているのである。

シドニーではTPPの行く手を阻む三つの崖があることが明白になった。

第一は言うまでもなく日米二国間交渉である。日本政府が二〇一三年春にTPP交渉に参加表明した際、アメリカ側は「日本はついに農産品市場の全面開放を呑んだ」と曲解し、逆に日本は「アメリカに主要農産品の聖域化を認めさせた」と誤解した。関税を大幅に下げる事態に追い込まれても、セーフガードなどの補助的手段で、「結果的に」影響を最小化することが出来ると皮算

用したのである。両国は真逆の顛末を描いたまま、不毛の交渉を重ねたが、今や両国の「同床異夢」は顕在化し、TPP交渉低迷の元凶となっている。

TPP経済規模の七割と言われる両国が最終合意しなければ、他の交渉参加国は自国産業を犠牲にする交渉カードは一枚も切れない。しかし、甘利・フロマン両責任者間の相互不信任は強く、九月の甘利大臣訪米以降はシドニー・北京と両者の実質的交渉は頓挫している。これでは他国は成り行きを傍観するしかない。

第二はTPP交渉が四年もの長期間を経過し、いかに完全秘密交渉とはいえ、ウイキリークスなどにより交渉内容の情報が徐々に漏れて、アメリカ政府や多国籍企業の思惑などが参加国の国民にも次第に伝わるようになってきた。その結果、国民の反発を受けて、各国政府はTPP会合の場で自国の懸案事項について強い自己主張をするようになった。マレーシア、ベトナムなどは民族的国策や国営公営企業の正当性を主張して長い例外リストを提出し、ニュージーランドは農産品関税の撤廃、オーストラリアはISDS問題を譲らない。

TPP交渉は二一世紀の野心的計画に収斂するのではなく、原産地問題や関税問題といった一九世紀的貿易問題に先祖帰りしつつある。一方、未来の市場を争うバイオ製剤、知財やサービス分野での合意は取り残されてい

る。さらにTPPのテーマは拡散しはじめている。最近にわかに環境問題（環境的要素を重視した貿易）が大きなテーマとして登場してきた。それは最終的には価値観の問題であり、貿易問題というより神学論争といった局面に陥りやすい。

### 3、アメリカが最大のブレーキ

そして第三に、アメリカの事情がTPP協定の障害として浮かびあがってきた。その最大のものが、貿易促進権限（TPA）のオバマ大統領への付与である。アメリカ憲法上、貿易協定決定権限は大統領ではなく議会にある。年頭に議会に提出された、一時的な促進権限を大統領に付与するこの法（貿易重点法案）が成立しなければ、交渉はもう前に進まない。

よく巷では、今回の選挙を受けて「自由貿易推進の共和党が議会を支配するようになったので、TPA法はすぐ成立しTPP交渉は一挙に進む……」などと言う評論家がいるが、その内容を分析すればTPA法案は容易には成立しないことがわかる。そもそも共和党は自国産業を支援し、特定ビジネスに有利な貿易に賛成するのであって、別に自由貿易を金科玉条に推進しているわけではない。まして退出するオバマ大統領に「二十一世紀の貿易協定創造者」の榮譽を与えて、次期大統領選挙を民主党に

有利にするような愚策は演じないだろう。

それどころか、この法案は(1)通貨操作禁止条項(2)貿易協定のアメリカ国内制度への影響阻止(3)承認(certification)プロセスを求めている。いずれもが、国際貿易の常識を覆す大問題だが、簡単に言えば、(1)は貿易黒字国・巨額外貨準備保有国は通貨操作をしているにちがいないから、報復手段を課する(2)各州の権限やバイアメリカン法（公共事業などアメリカ製品優先）など国内の制度には影響させない(3)協定に大統領が署名しても、参加国が本当に協定を遵守して市場開放しているか議会がチェックして承認するまで発効させない……というような驚くべき内容だ。こうした問題の存在を、日本政府はシドニー閣僚会合のステークホルダー会議で初めて我々に認めた。

幸か不幸か、TPP協議は関税問題などの「入り口」で停滞し、そのルールや管理方法についてはいまだ手がついていない。しかし、もし本当に北京の首脳声明のように「終局」に近いなら、このようなアメリカの異常な制度要求が表面化し、各国で激烈な反発を生み出すにちがいない。

### 4、変容するTPPの新たな脅威

TPP協議は、「二十一世紀の革新的包括的多国間協定」

の錦の御旗のはためく下で、実態的には日米間を含め「二国間貿易協定の集合体」へと変容しつつある。そうなる多数の二国間交渉間の調整は一層困難となる。単一のゴールたとえば皆が富士山の頂上を目指すなら、会合は一回だけ開けばよい。しかし、近隣の人同士で目指す山の頂上を決めてということになれば、会合は参加者数の二乗回必要となるだろう。だから、オーストラリアなどは現実路線に転換し、日本とのFTAを急いで、すこしでも早く実利をあげようとする。TPP交渉停滞を受けて他国も同様な抜け駆け行動にてくるはずだ。

二国間の特殊な経済関係が錯綜すると、TPPのリスクは予測し難いものがある。主要貿易国との二国間関税交渉で市場を守ることができても、第三国を迂回したり、多国籍企業のグローバルネットワークを通じて産品が市場に浸透してくるかもしれない。

今やTPPは多様な局面でその姿を変えつつある。最大の問題はTPP構想の立案者であり、ルールメーカーでもあるアメリカが、一方では名分としてTPPの旗を掲げながら、その下で自己都合の二国間交渉を展開していくことだ。TPP交渉を事実上停滞させている要素の一つである日米自動車関係協議なども、本来はTPP協議というより別な交渉の場で行われるべきものである。二国間交渉となると、アメリカには安全保障分野な

ど、多国間貿易交渉の場では話されることのない要素を絡めてくる可能性もある。

日本もTPPの関税交渉で、農業聖域五品目を守ったつもりでも、現実には国内生産基盤や流通・サービス分野の自由化から、どれだけ影響を受けるかは十分に分析され対策が打たれているわけではない。

その意味で、TPP反対活動も曲がり角にきている。単に名目的なTPPに反対を表明するだけでなく、TPPの変容を理解し、二国間協議の内容を把握し、その実際の現実的脅威に備える必要がある。

特に農業関係者にはお願いしたいのは、農産品関税の問題だけでなく、TPPを構成する他の分野、例えば、環境、投資、金融、労働など異分野の専門家との情報交換や協働である。例えば、いくら関税で農業を守ったつもりでも、投資分野の自由化によってグローバルな巨大流通企業が大規模に国内で全国展開するようになれば、豊富な資金と高度な貿易手段を駆使することによって、事実上、関税の効果を失わせることも可能となる。

TPP自体はその危険性を認識した多くの皆さんの努力で、ここまでその早期の成立を阻むことができた。しかし、TPPは今、その変容・変身によって新たな脅威となりつつある。そのことを肝に銘じて、新たな対応を考えていきたい。

# 栃木県那珂川町におけるイノシシの食肉利用と放射能汚染の影響

栃木県那珂川町農林振興課 益子 泰浩

## 那珂川町の概要

那珂川町は旧馬頭町と旧小川町が平成一七年一〇月に合併した町です。栃木県の東北東に位置し、北部は大田原市、南部は那須烏山市、西部はさくら市、東部は茨城県大子町、常陸大宮市と隣接しています。東西約二三km、南北一九kmと東西に長く、総面積は一九二・八四<sup>2</sup>km<sup>2</sup>で栃木県全体の三%を占めています。気候は典型的な内陸型であり、年平均気温は一三度前後で年間を通じて見れば温暖な気候であり、生活しやすい土地柄です。人口については昭和二二年のピーク時には三一、七二九人でしたが、高度経済成長期の労働力の流出により約二〇年後の昭和四五年には二三・九%減の二四、一三八人となり、少子高齢化により、現在も人口のゆるやかな減少は続いています。

旧馬頭は典型的な中山間地、旧小川は平坦な田園地帯で、旧町の間には、アユの漁獲量の高い清流那珂川が流

れています。イノシシは旧馬頭側にしか生息していませんでしたが、近年は那珂川を渡河し小川地区でも被害が確認されることとなったため、現在には有害鳥獣捕獲区域を全町に拡大しました。

## 災い転じて福と成す

イノシシ肉加工施設建設の一年ほど前の平成一九年、和見地区にて特産品として開発していた芋焼酎の試飲会が地元「道の駅」にて開催されました。その際の「つまみ」としてある猟師さんが持ち込んだイノシシ肉の加工品が出席者の間で「おいしい」と、すこぶる評判が良く、害獣であるイノシシを捕獲し加工して町の特産品にできないかといった話しが盛り上がりました。

まず先進地視察として、島根県美郷町（おおちの山くじら）、群馬県中之条町（あがしし君）、の視察を行い、平成二〇年度に国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を頂き、那珂川町和見地区に平成二〇年三月に加工

施設が完成しました。

施設概要は木造平屋建て八七・七七㎡、「荷受・洗浄室」、「皮剥処理室」、「部分肉加工室」、「事務室」、「更衣室」及び、「製品保管用冷凍庫」、等を備え平成二〇年度末に完成しました。また、イノシシを新鮮なまま運ぶ軽トラック保冷車（ナンバーは「四四―二九」）通称「シシニク号」も同時に導入しました。これは、勝手な思い込みですが、施設建設時に固定電話を設置しましたが、その下四ヶタが「四四〇―」（シシ追い）で前任者に軽トラと同じく「狙ったんですか？」と聞いたところまったくの偶然とのことでした。皆の意識が一丸となることのような偶然も起こるのかなと面白く思ったものです。

施設でイノシシの食肉処理業の許可を受けましたが、構造等で管轄福祉センターのご指導をかなり細かく受けたと前任者から聞いております。

今か、今かと待っていた待望の一頭目は四月一〇日に地元で捕れたものが搬入されました。

さあ、皮剥です。役場担当は誰も経験がなく施設に運んだのはいいけれど右往左往、結局仕留めた猟師さんが華麗に皮剥ぎしてくれました。

施設の試験稼働、イメーჯキャラクター「八溝ししまる」のデザインも決定し、二期倶楽部那須の飯島料理長（当時）によるイノシシ料理、地元で作られているイノ

シウインナー等の発表会も兼ねた施設竣工式が五月二〇日に盛大に挙行行われました。

### 仕入先の拡大と販路開拓

竣工式も終わり、イノシシの仕入れと、販売先の開拓が担当に課せられた課題となりました。町職員としては「商売」というものを経験している人も無く、すべてが手さぐり状態でした。

他地域でも同じと思いますが、当町では有害鳥獣対策のためにイノシシについては一年間を通した捕獲を実施しています。ご存じのとおり、その肉質は時期により変化し、春から秋までの肉質は油は無く、赤身の淡泊なものとなります。

ここで、当町の現在のイノシシの買入価格と販売価格について述べさせていただきます。

まず買入についてですが、幼獣、いわゆる「ウリ坊」といわれるものは受け入れておりません。これは、後にも述べますが、ほとんど販売できる肉が取れないためです。

それ以外のイノシシについては、町で定める「イノシシ捕獲・搬入マニュアル」通りに捕獲いただければ、「と体」（止め刺ししたイノシシ）の状態で検量し一キログラムあたり四〇〇円で買入を行なっています。と体に対して精肉の歩留りは平均すると約三〇％から四〇％ぐらいであり、通常の畜産物等と比較すれば決して良い歩留

りとは言えないと思います。

販売価格は次のとおりです。(1 kg当り)

- |         |           |
|---------|-----------|
| 一ヒレ     | 四、〇〇〇円    |
| 二背ロース   | 三、八〇〇円    |
| 三肩ロース   | 三、六〇〇円    |
| 四バラ     | 三、四〇〇円    |
| 五モモ     | 三、二〇〇円    |
| 六肩      | 三、〇〇〇円    |
| 七スネ     | 二、八〇〇円    |
| 八切り落とし  | 四〇〇円      |
| 九骨付き部分肉 | 重量×一、〇〇〇円 |
| 一〇枝肉    | 重量×一、〇〇〇円 |

「牛」、「豚」と比較すれば決して安いものではありませんが、一〇〇%「野生獣肉」が一つの売りであるため今後ががんばっていきたくと考えています。



販売形態は「スネ」、「切り落とし」、「骨付き部分肉」、「枝肉」を除いたものは大体、三

〇〇から五〇〇gほどに切り分け、真空パック後、出荷まで冷凍保管されます。また、お客さんの要望により、スライスしての販売も行っております。この場合のスライス料

はサービスとしております。

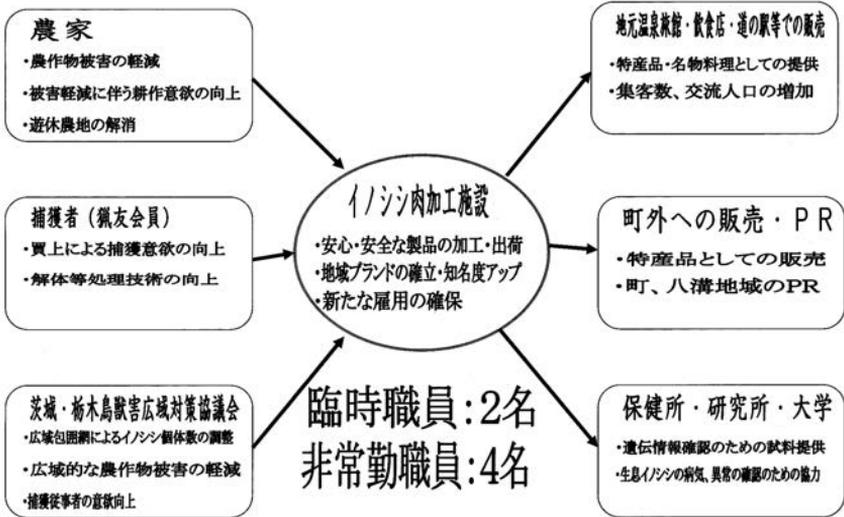
施設稼働後現在までの取引先は、地元飲食店、温泉旅館、町外としては、東京、福島などのレストラン、居酒屋等多方面であり、現在も変わらず取引させていただいております。また、二次加工品として、「イノシシコロッケ」、「イノシシメンチカツ」を地元の肉加工業者さんが、また、まだ試作段階ですがイノシシと地元特産品を合わせた缶詰を地元の物産店と地元高校のコラボレーションで制作が進められており心強く感じております。

### 獣害対策

ここで、有害鳥獣対策について少し述べさせていただきます。既述のとおり那珂川町、特に旧「馬頭」地区は典型的な中山間地であるため、いわゆる里山の風景が色濃く残っております。逆を言えば野生鳥獣にとっては格好の住処であります。町の有害鳥獣は、稲の植付時期の「カモ」、「カラス」年間を通じての「ハクビシン」、「イノシシ」等が主なものであり、対症療法的所もありますがその都度有害鳥獣捕獲許可を出し対応しています。過去三年ほどの当町のイノシシによる農作物の被害状況を述べますと、

平成二三年度 二・四二鈔 三、五九八千円  
平成二四年度 九・八六鈔 一〇、七六七千円

## イノシシ肉加工施設活用イメージ図



平成二五年度 三・二二万円 五、四六三千元  
 となっており、獲っても、獲ってもなかなか被害が減らないというのが現状です。  
 町としては今後も有害鳥獣捕獲隊の皆さんと連携し、捕獲数を向上させるよう努力していきたいと考えています。

### 原発事故の影響

平成二三年三月一日平成一六年に発生した新潟県中越地震を上回る規模の東日本大震災が発生し、その結果いわゆる福島第一原子力発電所の事故によるセシウム等の放射能汚染が起きました。わが栃木県も被災県に名を連ねることになってしまいました。

その後、厚生労働省により経口摂取される食物（肉）のセシウムの暫定規制値が五〇〇ベクレル/kgと定められたため今思えば平成二三年の九月頃からでしょうか、「安全」「安心」なイノシシ肉を消費者に届けなければいけませんので、町一般会計の費用にて、出荷前のイノシシ肉を民間の測定業者に放射性物質の検査を依頼し、規制値以下の肉を出荷することとなりました。ここで新たな問題が発生することとなったのが、規制値を超えた肉の処分です。国の法律によれば原発事故由来で汚染された物は八、〇〇〇ベクレルを超えれば指定廃棄物として移動制限等がかけられますが、規制値未満のもの

のは一般廃棄物として処理可能となります。つまりは、肉は生ゴミとして広域事務組合の焼却炉で焼却できるはずでした。しかし、協議の結果は受入をしてもらうことができず、他の中間処理業者を探し、現在は、七五・六円/kgで焼却処理していただいています。

その当時は那珂川町内のイノシシ捕獲量はそれほど多くなかったため、栃木県内、福島県、茨城県まで、肉の鮮度が落ちないであろう場所まで、引取りに伺っておりましたが、自主検査の結果、値の高い福島県、茨城県からの買入は当分の間お断りすることになってしまいました。そして、忘れもしない「イノシシ肉」の出荷制限の日が来ました。

平成二三年一月二日金曜日、町へは県を経由してイノシシ肉の出荷停止の通知が来ました。予測していたこととはいえ施設の稼働が停止してしまったら、那珂川町の獣害対策の根幹が揺らぐことになってしまいます。

しかし、栃木県の担当部署の素早い対応で、翌五日には当施設の制限は解除されました。

当然のことながら検査結果を町ホームページに逐次公表するなどの条件は付されましたが。

### 風評被害と払拭の努力

その後国が定めた「肉」に関する放射性セシウムの基準値は平成二四年四月一日から一〇〇ベクレル/kgとな

り、一層厳しいものとなりました。現在においても町ホームページをご覧いただければ、イノシシ捕獲場所、季節等によりセシウムの値が変化していることがおわかりいただけるかと思えます。

肉を販売するとしても放射性セシウムが検出されないという個体はあまりありません。もちろん検出されないに越したことはありませんが、この検査は震災後から行われたことであり、もしかすると、それ以前にもそれがあったのかも知れません。

消費者の方は敏感であり、いくら基準値未満で安全ですと言っても事故後は「がくん」と売上が落ちたことも事実です。

町をあげてのマイナスイメージの払拭の努力、地元取引業者さんの温かいご支援、マニュアルに沿った処理方法を実際に見学に来た町外の関係者の皆さんのご理解により徐々に売上は回復傾向にあります。

起こってしまったことを悔やんでもしょうがないのかも知れませんが、これからは鳥獣害対策を基本に見据え施設運営に対し努力していこうと考えております。

最後にコマージュシャルになります。が、那珂川町農林振興課へお問い合わせいただければ「安全」、「安心」な八溝ししまるイノシシ肉を有料にて販売することができます。よろしくお願いたします。

## 編集後記

国内の森林は国土の七割を占め、その森林の三割を国有林が占める。日本は世界有数の森林国なのだが、同時に世界有数の木材輸入国でもある。それもそのはず、山の木を切れば切るほど赤字がかさみ、木は切れどそれを山からおろして用材にする費用を、切った木で賄えないのが現実である。一立方分当たりの杉の素材価格は、一九八〇年の三万三千円台をピークに下がり続け、一二年ではその三割の一万一千円台に止まり、やがて半世紀前と同程度の価格というのだから、山が荒れるのもうなずけよう。

○一年に成立した森林・林業基本法は、森林の多面的機能の発揮や接続可能な森林経営の推進を目標に掲げているが、現状はほど遠いといえる。

それでも、本号の山本先生もいわれるように森林・森業の現状は追い風状況にある。環境問題やバイオエネルギー等への高まりを受けてか、新規就業を促す「緑の雇用」事業をはじめ山仕事に関心を向けて森に入る若者達が増えてきた。木質の効用が見直され、木材自給率も上昇しており、二〇一一年現在で二六・六％と一年前の

一八・二％を底に反転攻勢が明らかになっている。元来、わが国はいにしえより「木の文化」をはぐくん

できた長い歴史がある。神社仏閣をはじめ、家具や建具、調度品などにも美の極とあがめられる程の高度な技術の蓄積が行われてきた。是非ともこれらをもう一度復権させたいもの。

一方で、近年森林をめぐる看過できない動きが高まっている。外国資本による国内の山林買収が進展しているという。山林の買収には、近い将来予想される水資源の争奪戦が背景にあり、このまま買収が進めば、日本の国土でありながら良質な日本の水を外国を通じて買う羽目になりかねないという。地盤劣化、保水力の低下による山崩れなどが頻発している折、環境を含む森林の保全・整備は待たなしの政治課題になっている。ドサクサにまぎれ国有化した「小さな島」で外国と諍いを起こすことも必要であろうが、明々白々な国土を守ることにこそ目をむけてほしいもの。

かつて司馬遼太郎は「土地の公有制」を主張し、「戦後社会は倫理問題を含めて土地問題によって崩壊するだろう」と指摘していたという。土地所有というテーマはある意味で日本の核心にある問題ともいわれている。昨今、企業の農地・山林の所有論議も花盛りであるが、耕作放棄地や所有者不明の農地や山林が累増しているもと、土地の「所有」のあり方に本格的な議論が必要なのかも。

(太田)